

鈴鹿市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 1 3 号

鈴鹿市契約規則の一部を改正する規則

鈴鹿市契約規則（昭和 4 1 年鈴鹿市規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前																								
（随意契約の限度額） 第20条の2 令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次のとおりとする。 <table><tr><td>1 工事又は製造の請負</td><td><u>200万円</u></td></tr><tr><td>2 財産の買入れ</td><td><u>150万円</u></td></tr><tr><td>3 物件の借入れ</td><td><u>80万円</u></td></tr><tr><td>4 財産の売払い</td><td><u>50万円</u></td></tr><tr><td>5 略</td><td>略</td></tr><tr><td>6 前各号に掲げるもの以外 のもの</td><td><u>100万円</u></td></tr></table>	1 工事又は製造の請負	<u>200万円</u>	2 財産の買入れ	<u>150万円</u>	3 物件の借入れ	<u>80万円</u>	4 財産の売払い	<u>50万円</u>	5 略	略	6 前各号に掲げるもの以外 のもの	<u>100万円</u>	（随意契約の限度額） 第20条の2 令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次のとおりとする。 <table><tr><td>1 工事又は製造の請負</td><td><u>130万円</u></td></tr><tr><td>2 財産の買入れ</td><td><u>80万円</u></td></tr><tr><td>3 物件の借入れ</td><td><u>40万円</u></td></tr><tr><td>4 財産の売払い</td><td><u>30万円</u></td></tr><tr><td>5 略</td><td>略</td></tr><tr><td>6 前各号に掲げるもの以外 のもの</td><td><u>50万円</u></td></tr></table>	1 工事又は製造の請負	<u>130万円</u>	2 財産の買入れ	<u>80万円</u>	3 物件の借入れ	<u>40万円</u>	4 財産の売払い	<u>30万円</u>	5 略	略	6 前各号に掲げるもの以外 のもの	<u>50万円</u>
1 工事又は製造の請負	<u>200万円</u>																								
2 財産の買入れ	<u>150万円</u>																								
3 物件の借入れ	<u>80万円</u>																								
4 財産の売払い	<u>50万円</u>																								
5 略	略																								
6 前各号に掲げるもの以外 のもの	<u>100万円</u>																								
1 工事又は製造の請負	<u>130万円</u>																								
2 財産の買入れ	<u>80万円</u>																								
3 物件の借入れ	<u>40万円</u>																								
4 財産の売払い	<u>30万円</u>																								
5 略	略																								
6 前各号に掲げるもの以外 のもの	<u>50万円</u>																								

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。